参考資料1

資料6

内閣府消費者委員会
成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書
（抜粋）（平成29年1月）

▼成年年齢が18歳に引き下げられた場合、大学や専門学校等において学生は成人により構成されることとなり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性は従前に増して高まることとなる。

▼いわゆるマルチ商法の被害に関しては、単に金銭的被害のみならず、被害意識がないまま加害者となり、友人・知人関係を損なうといった社会的被害を大学生等の若者にもたらすとの指摘がある。

▼消費者庁は、いわゆるマルチ商法について、大学生等が被害に陥りやすい心理的な背景（例えば「マインドコントロール」等）につき、社会心理学や臨床心理学等の知見を得た調査研究を行うべきである。

参考資料2

第253回 消費者委員会本会議
消費者契約法専門調査会報告書
（抜粋）（平成29年8月）

▼2. 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型

事業者の一定の行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときの取消権を規定した法第4条第3項において、下記①及び②のような趣旨の規定を追加して列挙することとする。

① 当該消費者がその生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険に関する不安を抱いていることを知りながら、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該損害又は危険を回避するために必要である旨を正当な理由がないのに強調して告げること

② 当該消費者を勧誘に応じさせることを目的として、当該消費者と当該事業者又は当該勧誘を行わせる者との間に緊密な関係を新たに築き、それによってこれらの者が当該消費者の意思決定に重要な影響を与えることができる状態となったときにおいて、当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することができない旨を告げること

第253回 消費者委員会本会議
消費者契約法専門調査会報告書
（抜粋）（平成29年8月）

▼2（4）

なお、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型の被害事例の中には、必ずしも上記①や②のような事業者の行為はみられないものが存在する。

特に高齢者等の判断力の不足等を不当に利用し、不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われる場合も存在しており、これらの事例の救済は、民法上の公序良俗違反による無効等の一般規定に委ねられたままの状態となっている。

こうした事例への対応策については、消費者の取消権を付与して救済する規定、具体的には、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」等といった規定を設けることについての当否が議論され、このような規定を設けることに賛成する意見も存在した。

しかし、要件の明確化等の課題が解消されていないとの意見もあり、現時点においては消費者契約法上に新たな類型を設けることについてコンセンサスを得るには至らなかった。そこで、判断力の不足等を不当に利用し、不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われる場合等の救済については、重要な課題として、民法の成年年齢の引下げの存否等も踏まえつつ、今後も検討を進めていくことが適当である。